

許可の内容と異なる計画又は施工を行った場合は、 **法第43条に係る許可の取消し**となります

許可通知書受理後は、次に掲げる事項に留意し、建築確認申請その他手続き、工事監理及び建築物の維持保全に努めてください。

許可建築物の建築面積、床面積、配置計画、用途その他異なる計画になると、許可の取消し対象となります。

許可通知書受理後、建築物の計画を変更する際は、速やかに建築指導課に相談してください。

カーポートやプレハブ・ユニットハウス・コンテナ・D I Yによる物置・倉庫・小屋（以下「カーポート等」と言います。）も屋根と柱又は壁があれば建築物になり、許可申請・確認申請をする必要があります。

手続きを行わず、外構工事としてカーポート等を設置することはできませんのでご注意ください。なお、許可通知書交付後、カーポート等の建築状況が判明した場合、当該カーポート等の撤去を求めます。

敷地の前面通路のセットバックをする必要のある計画の場合は、セットバックによるラインをコンクリート帯状等により現地において明らかにさせなければなりません。

竣工時、速やかに完了写真による報告をしてください。

お問合せ先

宇治市役所都市整備部建築指導課建築審査係

電話 0774-20-8794

Mail kenchikushidou@city.uji.kyoto.jp